

池田町空家解体撤去事業補助金交付要綱【一部抜粋】

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境、定住環境の形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、町内に存する空家の解体撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) **空家** 町内に存する建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) **敷地** 池田町税条例（昭和29年6月28日条例第7号）第61条第9項に定める住宅用地とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 空家の所有者
- (2) 所有者が市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 解体撤去工事を法人又は個人事業主に発注する者

(補助対象空家)

第4条 補助金の対象となる空家は、公共事業による移転等の補助対象とならないものとする。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、空家の全てを解体撤去する工事で、工事金額（消費税及び地方消費税等を含む。以下同じ。）が100万円以上の工事

- 2 空家と同じ敷地に存する附属の工作物等を同時に解体撤去する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。ただし、1回限りとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、1回の補助対象工事につき**定額で50万円**とする。

- 2 前条の規定により算出した補助対象金額に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象金額とする。
 - (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
 - (2) その他町長が補助対象として適当でないと認める経費

(補助金の交付申請)

第7条 前条第1項に規定する解体撤去に対する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に池田町空家解体撤去事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）
- (2) 空家の解体撤去費用の見積書の写し
- (3) 対象となる空家の地図
- (4) 空家の解体撤去に着手する前の写真

- (5) 申請者の市町村税納税証明書
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を池田町空家解体撤去事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の取下げ)

第9条 申請者は、補助対象工事を中止するときは、池田町空家解体撤去事業補助金取下げ申請書（様式第3号。以下「取下げ申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の取下げ申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

(実績報告書)

第10条 申請者は、当該解体撤去工事を完了したときは、完了後1か月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、池田町空家解体撤去事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 空家の解体撤去工事費用の領収書の写し
- (2) 空家の解体撤去工事後の写真（第7条第4号と同じ箇所を撮影したもの）
- (3) 家屋を滅失したことを証するもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(解体撤去完了の確認及び通知)

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、適正と認めた時は、補助金の額を確定し池田町空家解体撤去事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、池田町空家解体撤去事業補助金交付請求書（様式第6号）により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。